



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*57 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 1

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「小荷物専用昇降機」の次に「（政令第146条第1項第2号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第4号中「エレベーター」の次に「又は小荷物専用昇降機（政令第146条第1項第2号に掲げるものに限る。）」を加える。

第9条第1項中「及び当該建築物に係る報告の時期」を削り、同項の表を次のように改める。

建築物	
用途	左の欄の用途に供する部分の床面積の合計又は階
劇場、映画館、演芸場及び観覧場	200平方メートル（屋外にあるものは1,000平方メートル）を超えるもの又は3階以上の階における左の欄の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートルを超えるもの（政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）
公会堂及び集会場	200平方メートルを超えるもの又は3階以上の階における左の欄の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートルを超えるもの（政令第16条第1項第1号に掲げるものを除く。）
病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	300平方メートルを超えるもの又は3階以上の階における左の欄の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートルを超えるもの（政令第16条第1項第3号に掲げるものを除く。）
ホテル及び旅館	500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階における左の欄の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートルを超えるもの（政令第16条第1項第3号に掲げるものを除く。）
共同住宅及び寄宿舍	500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの（政令第16条第1項第3号に掲げるものを除く。）
児童福祉施設等（政令第19条第1項第1号に規定するものであって要援護者の入所又は入院施設があるものに限る。）	300平方メートルを超えるもの又は3階以上の階における左の欄の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートルを超えるもの（政令第16条第1項第3号に掲げるものを除く。）
学校及び体育館	500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階における左の欄の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートルを超えるもの（政令第16条第1項第4号に掲げるものを除く。）

百貨店、マーケット、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗その他これらに類するもの	500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階における左の欄の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートルを超えるもの (政令第16条第1項第5号に掲げるものを除く。)
事務所その他これらに類するもの	1,000平方メートルを超え、かつ、階数が5以上のもの

第9条第4項中「第2項第7号」の次に「から第9号まで」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「国土交通大臣が定める資格を有する者」を「建築物調査員資格者証の交付を受けている者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第5条第1項の規定により知事が定める法第12条第1項の規定による報告（以下この項において「報告」という。）の時期は、報告の対象となる建築物に係る法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日（以下この項において「交付日」という。）から起算して2年を経過する日ごとに、その日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、交付日の直後の報告の時期後における最初の報告の時期は、交付日から起算して3年を経過する日（以下この項において「3年経過日」という。）の属する年度の4月1日から翌々年の3月31日までとし、この場合において、3年経過日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までに報告をした場合にあっては、その報告以降の報告の時期は、3年経過日から起算して2年を経過する日ごとに、その日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

第10条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「建築設備は、」を「特定建築設備等（建築設備に限る。）は、政令第16条第1項に規定する建築物又は」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等（防火設備に限る。）は、前条第1項により指定する建築物に設ける随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）とする。

第10条第4項中「第6条第1項」の次に「及び省令第6条の2の2第1項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「国土交通大臣が定める資格を有する者」を「建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築物（平成26年3月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものであって、改正前の和歌山県建築基準法施行細則（次項において「旧規則」という。）第9条第1項に規定する知事が指定するものを除く。）に関する同法第12条第1項の規定による報告の時期は、改正後の和歌山県建築基準法施行細則（次項において「新規則」という。）第9条第2項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで及び同日から起算して2年を経過する日ごとに、その日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 建築設備（平成28年3月31日以前に建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた建築物に設けられたもの（旧規則第10条第1項に規定する知事が指定する昇降機、同条第3項に規定する知事が指定する建築設備及び小荷物専用昇降機を除く。）に限る。）に関する同法第12条第3項の規定による報告に対する新規則第10条第3項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年（省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目に係るもの）にあっては、3年以内の年ごと）4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とする。

(建築基準法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する特定行政庁が定める時期)

- 4 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。